

〈論文〉

E Uの電力部門自由化とフランス電気事業の構造変化(2)

熊倉 修

The Liberalization of the European Electricity Sector and Structural Changes  
in the French Electricity Industry(2)

Osamu Kumakura

Abstract

The second part of the article reviews the progress of reforms of the electricity sector in the EU countries, promoted in the framework set by the 1996 directive concerning the unified market of electricity and the transposed laws in the member countries.

Liberalization and integration of the electricity markets have produced fruitful results by implementing competitive electricity markets, such as the third party access to networks, the harmonization of access charges and so on. However, the reforms to be conducted remains, for example the construction of international transportation networks which can provide price signals for investment of facilities.

Moreover, some shifts have been made in the policies of the European Commission, for example the confirming the public service obligations. And also strengthening merger control becomes required, confronting with the concentration of electricity enterprises inspired by the liberalization.

目次

はじめに

I. ヨーロッパ電力市場の発達と構造変化

1. 電力市場改革の背景
2. E Uの電力市場政策

II. 電力市場自由化の法と政策

1. E Uとフランスの競争法
2. E U電力指令とフランスの電力近代化法  
(以上第29巻第2号)

III. 電力市場自由化の進展

1. 第三者アクセスと電力市場開放
2. 第三者アクセスとその料金
3. 卸売・小売料金 (以上本号)

IV. 電力産業の構造

1. ヨーロッパ電力産業の再編成
2. フランスの電力産業

まとめ

### Ⅲ. 電力市場自由化の進展

「電力内部市場の共通規則にかんする1996年12月の欧州議会と理事会による指令」の各国国内法への移植は、1999年2月末の期限より1年おくれたフランスをのぞく14の加盟国すべてにおいて期限内に実施された。電力市場改革は、イギリス、ノルウェー、フィンランド、スウェーデンなどにおいては指令に先行して実施されていたが、指令の制定と各国法への移植によってすべてのEU加盟国において改革は加速されることになった。

EUがめざした改革は、これまで規制の根拠とされてきた電気事業の公益性、送配電部門の規模の経済性などが存続していることを確認し、その枠内での自由化・規制改革であった。

#### 1. 第三者アクセスと電力市場自由化

##### (1) 電力市場の構造変化

電力市場の自由化は、送電系統への第三者アクセスの導入、ヨーロッパ規模での料金設定と料金体系の調和、そして垂直統合電気事業からの送電系統運営事業者の分離などから着手された。

第三者アクセス制度によって、有資格需要家は送配電系統へアクセスしEU域内の発電事業者と電力取引をおこなうことができるようになった。

##### a. 送電部門

EU加盟各国においては、国内の送電系統は1事業者からもっとも多いドイツでも4事業者によって地域独占として運営されている。送電系統に自然独占の性質が存在することなどから、欧州委員会は独占的送電企業を分割するのではなく、従来の産業組織を維持したまま第三者アクセスを導入することによって送電部門への競争を導入する政策をとった。

1996年の欧州委員会指令は、送電系統へのアクセスを2007年には完全自由化することを目標とし、それまでに各国が段階的に達成していかなければならない有資格需要家の範囲を規定した。すなわち有資格需要家の範囲を、1997年には年間電力需要量40GWh以上、2000年20GWh以上、2003年には9GW以上と引き下げていき、2007年には完全自由化するというものであった。

送電系統へのアクセス自由化の方法として当初3つの形態が想定されていた。しかし現実には、「交渉による第三者アクセス」を選択したドイツ以外のEU加盟14か国すべてが「規制された第三者アクセス」を採用した。第三の形態であるシングル・バイヤー制度は、透明性に欠けること、独占的電気事業者の支配的地位を存続させる可能性があることなどの問題があり、結局は採用する国はなかった。

第三者アクセスの導入は、電力取引所の設立とそこでの電力取引の増加をもたらす要因となった。電力取引所は1999年にまずオランダ、ドイツにおいて設立され、2001年にはフランスに設立された。2002年までにはベルギー、ルクセンブルグ、ギリシャ、アイルランドをのぞくすべての加盟国に開

設された。

表1は、ヨーロッパの電力取引所の取引形態を示したものである。最大の取引量を扱っているのはノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマークを事業地域とし1992年に設立されたノルド・プールである。ノルド・プールは、現物取引とともに先物取引もあついている点で電力取引所としてもっとも発達した形態となっている。ノルド・プールにつぐ取引量になっているのが、ドイツの2つの電力取引所LPXとEEX（現在は合併してNEXになっている）、そしてオランダのAPXである。これらの電力取扱量は小規模にとどまっている。多くの国において卸売市場の自由化は当初スポット取引によって開始された。その後次第に先物取引が導入されてきた。スポット取

表1 主要な取引所とその活動内容

	現物取引	金融取引	相対取引決済
ノルド・プール	Y	Y	Y
EEX	Y	Y	Y
APX	Y	N	N
パワーネクスト	Y	N	Y
EXAA	Y	N	N(計画中)
GME	Y	N	N
OMEL	Y	N	N
UK Power Exchange他	Y	Y	Y(部分的)

注) Y; 運営している、N; 運営していない

事業地域・国

ノルドプール; ノールウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク

EEX; ドイツ

APX; オランダ

パワーネクスト; フランス

EXAA; オーストリア

GME; イタリア

OMEL; スペイン

UK Power Exchange他; イギリス

取引量は2002年、取引形態は2003年

資料) Union of the Electricity Industry (EURELECTRIC), *Regulatory Aspect of Electricity Trading in Europe*, February 2003, Brussels, P.8, pp.25-31.

